

小松市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱をここに公表する。

平成 23 年 6 月 28 日

小松市長 和田 慎司

小松市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅等の敷地において雨水貯留施設等の設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和 45 年小松市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設等 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (2) 雨水貯留施設 屋根からの雨水を貯留するための施設であって、雨水貯留槽（公共下水道への接続により廃止する浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）の転用によるものを含む。）及びその附属設備により構成されるものをいう。
- (3) 雨水浸透施設 屋根からの雨水を地中に浸透させるための施設であって、浸透孔を有する雨水浸透ます及びその周辺の充てん材等により構成されるものをいう。
- (4) 浄化槽 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）及び単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽で、浄化槽法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により合併処理浄化槽とみなされるものをいう。）をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 補助金は、市内に土地又は住宅等を所有し、又は使用している者のうち当該土地の区域内又は住宅等の敷地内に雨水貯留施設等（市長が別に定める設置基準に適合するものに限る。）を設置する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設等の設置については補助金を交付しない。

- (1) 市税又は公共料金等を滞納している者が設置するもの
- (2) 既に補助金の交付を受けた雨水貯留施設等を改造又は修理するもの
- (3) この要綱以外の補助金を受ける者又は移転補償等の機能回復により設置するもの
- (4) 仮設や営利又は売買等を目的とした建築物に設置するもの

- (5) 法令又は条例により雨水貯留施設等の設置を義務付けられているもの
- (6) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体が設置するもの
- (7) その他市長が補助金の交付が適当でないとして認めたもの

3 補助金の交付対象となる雨水貯留施設等の設置数は、一建築物につき、それぞれ一基までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

種別	対象経費	区分	補助金の額
雨水貯留施設（既存浄化槽の転用によるものに限る。）	浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去及び改造、ポンプの購入及び設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費		対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000円を超えないものとする。
雨水貯留施設（既存浄化槽の転用によるものを除く。）	雨水貯留槽の設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費。ただし、自己施工分の材料費、工事費及び諸経費を除く。	容量100リットル以上200リットル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、20,000円を超えないものとする。
		容量200リットル以上のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、30,000円を超えないものとする。
雨水浸透施設	雨水浸透ますの設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費	口径又は内法200ミリメートル以上のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、60,000円を超えないものとする。

2 前項の場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(指導及び助言)

第5条 市長は、雨水貯留施設等の設置に関し、必要な技術上の指導及び助言を行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。